

憲法審査会で 改憲手続法改正案の審議中

2018年6月に提案されながら、8国会に亘って継続審議とされていた憲法改正国民投票法（以下、改憲手続法）改正案は、昨年末の臨時国会の衆議院憲法審査会で実質審議が行われ、与党と一部野党が強く採決を求めたが、野党の反対で今次通常国会へ継続審議となった。改正の内容は①選挙人名簿の閲覧制度、②在外選挙人名簿への出国時申請制度、③共通投票所制度、④期日前投票の事由追加、⑤洋上投票の対象拡大、⑥繰延投票の期日の告示期限の見直し、⑦投票所への入場可能な子供の範囲の拡大などである。与党は、2016年に改正された公職選挙法の7項目の改正と横並びなので採決に応じるよう野党に求めている。

しかし、公職選挙法と憲法改正国民投票とでは、投票対象も運動期間も運動の自由も異なるから、「公選法並び」というだけの理由で法案の採決を急ぐことには疑問がある。

多くの積み残された課題と 日弁連の意見

加えて、そもそも2007年5月に改憲手続法が成立した際、参議院で18項目の付帯決議が付されたが、以来14年間その議論はなされないままとなっている。日弁連も2009年11月に以下のような意見を出している。

- ① 投票・発議は一括ではなく原則として項目（条文）ごとに個別に行うべき。
- ② 公務員・教育者に対する地位利用による運動規制は、刑罰こそないものの萎縮効果が大きく、削除されるべき。

- ③ 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置は要件が不明確で罪刑法定主義に反し、自由な表現を萎縮させるから削除されるべき。
- ④ 国民に対する情報提供（公費によるテレビ、ラジオ、新聞の利用）は幅広い団体が利用できるようにすべきであり、投票14日前までの有料意見広告放送は規制されるべき。
- ⑤ 発議後投票までの期間60日は短い、最低でも1年は必要。
- ⑥ 国民の意思が反映されたとと言えるだけの最低投票率の規定が不可欠。
- ⑦ 国民投票無効訴訟の提起期間30日以内は短すぎ、管轄も東京高裁に限定されるべきではない。

主権者国民の意思が 反映されるために

この中でも、とりわけ重要なのは、ラジオ、テレビ、インターネットの有料広告問題であろう。今の改憲手続法のもとでは、与党（改憲推進側）がその潤沢な資金に物を言わせて宣伝広告を繰り返し広げ、「国民投票を金で買う」ことが可能である上、公務員や教育者以外に国民投票運動には制約がないため、企業や外国人も国民投票運動を展開でき、やはり金権で国民投票が左右される恐れが大きい。また、最低得票率の定めがないことも改憲手続法の重大な欠陥である。国の根本規範たる憲法の改正がわずかの人たちの賛成でなされてしまうことは民主主義、立憲主義の観点から到底容認できないからである。

改憲手続法の改正は、これらの問題を抜きにはなされるべきではなく、憲法改正に国民の意思ができるだけ反映されることが目指されるべきである。